

令和7年第22回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年12月16日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 3A会議室
- 3 開会時間 午後3時00分
- 4 閉会時間 午後3時30分
- 5 出席した委員の氏名  
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

|         |        |          |        |
|---------|--------|----------|--------|
| 管理部長    | 高田 輝夫  | 教育企画課長   | 飯田 博   |
| 学校教育部長  | 藤川 明人  | 職員課長     | 河合 晋一  |
| 社会教育部長  | 番庄 伸雄  | 学校教育課副課長 | 大善 雄   |
| 管理部次長   | 池本 和義  | 教育企画課係長  | 板垣 慎一郎 |
| 学校教育部次長 | 三ヶ尻 桂子 | 職員課係長    | 松永 雄太  |
| 学校教育部次長 | 前田 政子  | 学校教育課係長  | 小池 明生  |
| 学校教育部次長 | 山下 昌裕  | 学校教育課係長  | 向井 郁弥  |
- 8 会議の書記  
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題  
議案第28号 宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

会議の概要

開会 午後 3 時 00 分

**赤井教育長**

それでは、令和 7 年第 22 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。  
本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

**飯田課長**

傍聴希望者はいらっしゃいません。

**赤井教育長**

本日は、松浦委員と川上委員がオンラインで出席されます。  
また、川上委員より 16 時半頃から参加する旨の連絡を受けております。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。  
本日の署名委員は石井委員です。よろしくお願いいたします。  
本日の付議案件は、議決事項 1 件です。  
それでは、進行について事務局からお願いします。

**飯田課長**

本日の付議案件は、議決事項 1 件です。  
案件は、議案第 28 号 宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、です。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**赤井教育長**

それでは議案第 28 号 宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、担当課よりして説明をお願いいたします。

**河合課長**

議案第 28 号 宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の一部改正について、提案理由及び内容を御説明いたします。  
本件は、令和 8 年 1 月 1 日より市内公立小学校、中学校、特別支援学校全校に勤怠管理システムを導入するにあたり、出勤簿の取扱いが変更になったことと、業務負担軽減のため、着任届を廃止することに伴い、宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の一部を改正するものです。  
まず、着任届については、兵庫県立学校教職員の服務に関する規程において明記されてお

らず、阪神間でもほとんどの市町が廃止していることもあり、業務負担軽減の観点から廃止することとします。また、これまで着任については宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程に明記されていなかったため、兵庫県立学校教職員の服務に関する規程を準用した内容に改正します。

具体的には、宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の第 4 条のところ「着任届」を「着任等」に変更し、第 1 項を「職員は、採用されたときは速やかに、転任を命じられたときは辞令又は発令通知を受けた日から 3 日以内に着任しなければならない。ただし、事務引継その他の理由により校長(校長にあつては、教育長とする)の承認を得た場合は、7 日以内に着任することができる」に変更します。これは、4 月 1 日に異動辞令を対象者に渡しますので、新規採用者を除きそこから原則 3 日以内、理由がある場合は 7 日以内での着任ということになります。

続いて第 2 項「校長は、風水震火災その他のやむを得ない理由により前項の期間内に職員が着任することができない場合においては、教育長に承認を得て前項の期間を延長することができる」を追記していますが、これは例外について記載したものになります。また、規程上、様式第 1 号の着任届を廃止することに伴い、様式第 2 号の復命書を様式第 1 号に、様式第 3 号の営利企業等従事許可申請書を様式第 2 号に、様式第 4 号の兼職等承認申請書を様式第 3 号にそれぞれ繰り上げます。

次に出勤簿についてです。令和 8 年 1 月 1 日より勤怠管理システムの導入に伴い、管理方法が紙の出勤簿から PC 上でシステムへの入力に変更されます。これまで教職員は出勤した時に紙の出勤簿に押印をすることで記録を残していましたが、今後はパソコンのシステム上で出勤時刻及び退勤時刻を記録することになりますので、運用変更後の管理方法に則した内容に改正します。

具体的には、宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程の第 6 条のところ第 1 項を「職員は定刻までに出勤し、直ちに勤怠管理システムにより、当該出勤時刻を自ら記録しなければならない。ただし、システムを利用することができない職員にあつては、出勤簿への押印をもってこれに代えるものとする。」に変更しています。これは会計年度任用職員など一部の職員を除いて出勤時は PC の勤怠管理システムを使ってくださいということを明記しています。

次に第 2 項のところでは校長は、一部の職員を除いて勤怠管理システムで、職員の勤務状況を管理するということを明記しています。

次に第 3 項のところですが、一部の職員を除いて基本的に職員は退勤するときも、勤怠管理システムで退勤時刻を自ら記録してくださいということを明記しています。

最後に第 4 項ですが、一部の職員を除いて職員は研修、出張などの場合、勤怠管理システムに自ら記録してくださいということです。従前は、学校によって多少の違いはあると思いますが、各職員の研修・出張時は紙の出勤簿に事務職員がハンコなどで記録していたのを職員各自で管理しましょうということになります。

なお、繰り返しにはなりますが、会計年度任用職員と再任用短時間勤務職員に関しては、これまで通り紙の出勤簿で管理になります。

説明は以上です。

#### 赤井教育長

ありがとうございます。

それではこの案件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

#### 石井委員

何点かあります。まず、第4条の改正案の方なんですけども、校長の承認を得た場合というのは新任校の校長なのかどうか。もう1点は退勤のところですね、地域展開と合わせてなんですけども、部活動入る前に退勤処理をするという形でいいのかどうか。その辺が徹底できるのかどうか、お伺いしたいです。

#### 河合課長

最初のご質問については、転任先の新しい校長の承認になります。

次の質問に関しては、基本的に学校出る前に勤怠システムの退勤ボタン押してもらうことで、部活動の最終的な超勤時間に関わってくると思うんですけど、そこはその地域、団体の管理、何時までそこにいたかはありますので、あくまで勤怠システムは学校を出る時の時間を把握してもらうことになります。

#### 石井委員

地域展開後、部活動は例えば副業となっている場合も、システム上では残業扱いになりますか。

#### 河合課長

システム上は、一応学校は4時45分で終わったらそこで退出となりますので、そこから例えば地域の部活に行った時に7時まで指導していたら、後日、市の方に1ヶ月何時まで働いてたとか明記した書類を出してもらいます。それで、学校で残業した時間と、地域部活で勤務された時間を合算したものが、大体月80時間超えないような形で運用を始めてます。

#### 石井委員

システム上は、地域部活動は残業にならないってことですか。

#### 河合課長

システム上は、学校にいた時間で管理する形になります。

**石井委員**

地域展開された場合、学校にいた時間と勤務時間が、おそらく別の観点になってくると思うんですよ。そこはちゃんと識別できるのかどうか。

**河合課長**

その地域部活で指導された分は、また別に紙で申請してもらいますので識別できます。

**石井委員**

紙申請になると、システム上は残業ですか。

**河合課長**

勤怠システムは退勤時にボタンを押すと、そこで一旦退勤になります。学校を出る時に退勤ボタンを押します。

**石井委員**

学校の中で行う部活ではどうですか。

**河合課長**

あくまでその学校の勤務が終わった時に終わります。

例えば5時までに地域移行に行って退勤をした場合は、もし、報酬を得ないのであれば、職専免になります。

それで、5時までは職専免にして、5時過ぎには一旦退勤して、その後は時間外なので、部活動で報酬を得ない場合は兼業・兼職にならないので、画面の修正をします。

これがもし報酬を得ていた場合は、一旦、その時間は報酬をもらって、4時で退勤の場合は1時間年休扱いにして、5時以降は兼職兼業扱いで対応することになります。

**石井委員**

そうすると、部活動に行く前に必ず退勤システムで退勤を押すのですか。

**河合課長**

そうですね、学校としての業務が終わった時点で退勤ボタンを押すことになります。

**石井委員**

現場はそれに対応できるのでしょうか。

そこがうやむやになると、結局、地域展開したけども、教職員の働き方改革になってない

という話になりそうな気がしています。そこだけ配慮ください。

**河合課長**

わかりました。

**赤井教育長**

よろしいですか。

**春日井委員**

部活動の時間は、勤務時間には入らないですか。ボランティアの場合と有償の場合とあるように、今伺ったんですけど。

**河合課長**

トータルで80時間を越さないとか、兼職・兼業を出す時に国が定めるリミットとかを管理するために、ここはもちろん合算します。

**春日井委員**

合算はわかりましたけど、勤務時間ですか。

**河合課長**

勤務時間ではないです。

**春日井委員**

部活の時間は勤務時間ではないですか。

**高田部長**

学校の勤務時間ではない、という考え方ですね。

報酬を得て指導する場合は、兼職・兼業の届出を取りますから、当然、別の事業体で仕事をするとなってます。

その別の事業体で仕事をする場合には、別の事業体で仕事をした時間と合わせた上限時間になるので、それを超えないように、学校ともう1つの事業体は、協議をしながら勤務時間というものを抑制していこうっていう、そんなルールですので、別で管理をしないとダメになってきます。

そういう意味で、その兼職・兼業の業務については紙ベースで管理していて、本来の学校の勤務時間と紙ベースで管理する勤務時間を足して、時間外が80時間を越えないように管理していこうという、そんな取組ですね。

ボランティアという場合には、この勤務時間という概念ではなくなってくるので、ボランティアで地域クラブに参加される場合には、学校の勤務時間の管理しかならないということになってきます。

**石井委員**

ボランティアの場合は、システム上の退勤処理をしてからボランティアに行くのですか。

**高田部長**

そうです。

**赤井教育長**

3点確認ですけど、説明の中では出勤と退勤が中心ですけど、申請関係は休暇とかそういうものも、このシステム上で全部入力するということですね。

**河合課長**

はい。

**赤井教育長**

それと、令和8年1月1日からの稼働ですけど、もう全員への研修は実施していますか。

**河合課長**

一旦、終わっています。

確認も終わりました、研修した上で、1月1日にスタートいたします。

**赤井教育長**

最後1点です。臨時の方とかは、今まで通り紙で申請ということで、このシステムを使うことによって1ヶ月の集計や取りまとめ、事務上で2つの媒体、紙と電子データ両方の取扱いとなりますが、事務は軽減されると考えられますか。

**河合課長**

それを目指して導入しています。

**赤井教育長**

大体どれぐらいの軽減が見込めますか。

事務の方の負担が軽減することによって、本来教員がやっておられることを、事務の方が担えるようになれば、全体の事務負担が減っていくのかなという見方もできる。

ただ、教員と事務の中ではそれぞれの役割で申し合わせ等があると思うので、簡単ではないと思うんですけど、そういったことに今後繋がっていくのではないかと思います。その辺りの感覚的なものでいいので、教えてほしいです。

#### 松永係長

今まで記録簿を基に、各学校長からの集計、毎月超過勤務時間について報告していただいて、それを市教委でまとめて県へ報告をしていました。退勤システムになると、職員課から全てのデータが見れるようになりますので、学校での集計が不要になり、そこは業務改善になりますし、職員課での集計もかなり負担は軽減されます。

ただ、校長先生には、教職員の勤務状況は、必ず随時確認していただくようには周知していくということになります。

#### 赤井教育長

そうすると、校長先生自身も1ヶ月の集計を待たずして、途中の勤務状況が把握できるので、時間外が集中してる教員の方に対しては、何らかのこのヒアリングであったりとか、状況を確認しながら、働き方に対して指導できるような状況にはなると考えられますね。

#### 河合課長

はい。

#### 赤井教育長

わかりました。ありがとうございます。

他、いかがですか。

#### 春日井委員

第6条のそのシステムを利用することができない職員にあってはっていう、これはどういう職種を指しておられるんですかね。

それからもう1点、教職員と職員の用語の使い分けってどうされてますかね。職員が広い概念ですか。僕ら教員と職員とって、教職員っていうのが包括的な広い概念っていう捉え方もあるんですが、というのは、これ議案の表題が教職員服務規程ですが、本文の中では職員という言葉しか出てこないんですよ。教職員って誰を指してんのかなっていう素朴な疑問です。

#### 飯田課長

第1条は改正してないのでこの改正案には出てないんですけど、1条のところで定義規定を置いてまして、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員におきまして、そこ

で広く捉えてはいるんですけど、職員とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭となります。

**春日井委員**

いわゆる一般教諭も含めてですか。

**飯田課長**

はい、含めて、その職員と言ったら法律で書いてあって、それを第 1 条で、ここの規定では職員と言います。

**春日井委員**

事務職員の方も含めて職員ですか。

なんで表題が教職員になっているんですか。

表題がなんで職員になってないのかなって。そういう風に広く捉えるのであれば、教職員規程だと思います。

**河合課長**

条例の中で県教職、県費負担教職員は、ここでは職員という、という規定をしています。

**春日井委員**

だから表題との矛盾、表記の矛盾はなんででしょうか。

**河合課長**

教職員服務規程にも書いてあり、第 1 条の中で、県教職員を職員と呼ぶという規定をしています。

**春日井委員**

第 1 条でそういう風に定義してあるんだったら、表題がなぜ職員ではなくて教職員なの、って素朴な疑問を感じただけです。そういう風にわざわざ定義してるのに、なぜ限定的な教職員って言葉を表題で使うのでしょうか。

**池本次長**

県費負担教職員に規定する職員（以下、職員）とあります。

**赤井教育長**

そこに教職員で 1 回職員としてるから、だから教職員を含んでは含んでるんですよね。

だから規程の名称としてそんな分けられないから教職員っていう名称にしてるっていう、そういう理解ですかね。

**春日井委員**

はい、わかりました。

**河合課長**

もう 1 つのご質問、システムを利用することができない職員ですが、我々が指定してるのは、会計年度任用職員と再任用短時間勤務職員、これは除きます。紙の申請で管理します。

**春日井委員**

そのシステムに乗っかってないのですね。  
わかりました。

**石井委員**

勤務内容の是正の件ですけども、そのシステムの中で、例えば有償ボランティアで 18 時まで勤務という方と、テストの採点で 18 時まで勤務という方は、退勤はこのシステム上では何も違いが出ないということですか。

**河合課長**

例えば 16 時から 17 時までの地域部活動へ行ったとしたら、そこは有償であれば 1 時間年休を取って部活動へ行ってもらいます。その場合、退勤時間が 17 時であっても、16 時には退勤ボタンを押します。16 時から 1 時間年休を取って、その年休 1 時間で部活に行ってもらい、16 時から 17 時には部活動へ行った事業所の方で報酬を受けることになります。16 時以降の地域部活動は学校での勤務時間にはなりません、トータルの勤務時間としては把握する時間になります。

**石井委員**

よく見たらわかるってことですね。

**河合課長**

そこはわかるように、紙申請で地域移行先の勤務時間を報告してもらいます。

**石井委員**

そうすると、公に出てくる勤務時間はどの時間になるんですか。

**河合課長**

学校での勤務時間と、地域移行先での勤務時間に分けて考えるので、合算した時間がその先生のトータルの勤務時間になります。

**高田部長**

ただ、今よく言われている教職員の働き方改革を見る中で、教員の学校における実働時間であれば、恐らく学校の勤務時間がどの程度なのかっていうことが統計上は出てくることになると思います。

そうでないと、学校外での労働時間を加算すると、すごい労働時間になってしまう可能性もありますので。

**河合課長**

合算した時間を80時間までとして、それ以上の労働を管理していく必要があります。

**石井委員**

そこはそこで必要。

地域移行先での有償の労働、その見せ方があんまり定まってない感じですね。

**高田部長**

その地域団体で活動してる時間っていうものが、積極的に公表されるものではないとは思うんです。

事業者としては、両方の勤務時間を合算したところで、過度の勤務状況にならないように配慮していきましょうということですから、その配慮をするためには一定の勤務時間を双方が管理しないといけませんので、便宜上管理するってことですので、積極的に公表するのはおそらく学校での勤務時間ですね。

**石井委員**

であれば、減るであろうということですね。

**高田部長**

そうですね。

**赤井教育長**

先生が他の学校へ研究授業に見学に行かれたり、役員であったりして、別の場所へ行って学校から離れられる場合はどうするんですか。

戻ってくる場合は、そこまでは在籍ではないけど、一旦、退勤するのですか。

**松永係長**

出張などで直帰した場合は、翌日以降にその業務終了の時間を申請していただきます。

**赤井教育長**

ということは、実働の時間を入れるっていう話ですね。わかりました。

他にいかがですか。

**春日井委員**

土曜日、日曜日は必ず休んでくださいっていうのが法の立て付けですよ。その辺りの地域移行した場合の管理というか状況は、誰がどういう風にコントロールするのですか。ボランティアであれば、土日も含めて規制のしようはないという感じですか。

有償であれば土日連続はダメですよ、1日休んでくださいよっていう風になるのか。

**河合課長**

他市の方では、無償であってもどれぐらい働いているか校長は把握するように統一しましょうという規定の変更はありました。我々としても、無償であっても、月にどれだけ働くのか、学校外の土日の部活動であっても、校長としては管理するように努めるよう指導していきたいと思っています。

**春日井委員**

でも、強制力ないですよ、きっと。そこはどうなんですか。

**高田部長**

仕事と見るのか、自分の余暇の過ごし方と見るのかによって変わってきますので、このボランティアの労働管理というのは非常に難しい。自分も楽しんで遊んでいます、それが労働に入るのかというと、入らない場合もあります。

もし管理するということであれば、本人がどういう風にそこを申請してくるかだと思います。

**赤井教育長**

部活動に限ったことではないですね。個人の趣味の範囲のボランティアがあるかもしれません。

**高田部長**

一緒に活動するという事で考えれば、自分も一緒に余暇を楽しんでいるとなれば、これ

は労働には入ってこないでしょう。

ただ、何かの運営団体として部活動指導者になっているけども、お金をもらってないボランティアとして実労働がある場合は、労働としての時間というのは必要でしょうし、その辺りはどんな場合が労働になるか定義付けが必要になるかもしれません。

#### 春日井委員

その有償の場合って、原資はどこから出るんですか。通常 1 つの考え方としては、受益者負担で部員から集めることってあると思うんですけど、団体、協会などがしっかりしてるとは限らないですよ。そのあたりの状況って、有償が多いのか無償が多いのか、あるいは有償の場合の原資はどうなっているかとか、わかる範囲で教えてくださいませんか。

#### 高田部長

ほとんど無償になると思いますね。

市から労働に対する対価みたいなものは出てきませんので、あくまでもその受益者負担で集めた会費なりの中から報酬が支払われることになるとは思います。実費費用分ぐらいですかね。実費弁償の範囲内ぐらいはおそらく報酬がもらえるのではないかの想定があるんですけども、労働の対価とした報酬としては、今色々とヒアリングする中ではね、あまりこう想定はないのかなと思います。1 ヶ月に 1 万円ぐらいというのはあるかもしれませんが、具体的に 1 回来て 5000 円であるとか、どのような金額を受領するという話まではまだ聞いてないです。

#### 春日井委員

今までは部活手当とか報酬を出していたじゃないですか。半日、1 日とか。その額は、保障はできないという感じでしたか。

#### 高田部長

地域クラブ活動の中では、特段保障する制度はないですね。

#### 春日井委員

なるほど。

#### 赤井教育長

よろしいでしょうか。

それでは他にご意見無いようですので、議案第 28 号 宝塚市公立学校県費負担教職員勤務規程の一部を改正する規程の制定につきまして、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

## 委員

(承認)

## 赤井教育長

ありがとうございます。

本日の付議案件は以上ですが、他にご報告いただくことは何かありますか。

## 飯田課長

1点あります。

12月5日の教育委員会での質問事項に対する回答についてですが、職員課から報告させていただきます。

## 河合課長

先日ご承認いただいた議案第26号 令和8年度宝塚市公立学校教職員異動方針の決定のところで、一部補足させていただきたいと思います。

まず、配布資料の説明をいたします。

たからづか支援学校在籍者における特別支援学校教員免許についてですが、先日お伝えした通り、基本的には、特別支援学校に勤務する者は特別支援学校教員免許が必要になります。

ただ、運用上例外がありまして、教育職員免許法の第3条第3項に、養護または栄養指導及び管理を司る主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、英語教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く、というものがありまして、これを根拠に小学校もしくは中学校などの基礎免許状を所有していたら、その科目については特別支援校の教鞭に立つことも可能であるということがございます。

先日、この点は説明できていなかったのでもさせていただきます。

現状としては、宝塚支援学校の職員26名全員が特別支援学校の免許証を保持しています。

しかし、臨時講師ですね、こちらにつきましては15名中9名と、6割が免許を保持しているという状況にはなりません。

また、先日お問い合わせいただいた市内教職員の異動までの平均年数ですが、直近の令和6年度末時点にはなりますが、小学校が5.95年、中学校が4.9年、支援学校が2.5年となりました。

異動方針については、3年以上が異動対象で、これ以上の勤務が積極的異動、10年を超えたら基本的異動という形で実施要領で定めていますが、様々な理由により1年で異動する職員もおりまして、全体の平均値として6年未満となっていることを実状としてお伝えさせていただきます。

報告は以上です。

**赤井教育長**

ありがとうございます。

この件につきまして何かご質問等ありましたらお願いします。

**石井委員**

異動に関わる平均年数は減ってきているのですね。

**河合課長**

減ってます。

**赤井教育長**

他、何かありませんか。

無いようですので、この件につきましては以上とします。

他に報告いただくことはありますか。

**飯田課長**

ございません。

**赤井教育長**

それでは、本日の教育委員会の会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 3時30分 —————